

# 浪江町原発ADR集団申立事件の 経過報告

---

平成29年2月  
浪江町支援弁護団

# 1. 集団申立

---

□ 平成25年5月29日

1次申立 1万1250人・4764世帯  
その後、2次申立～6次申立

□ 現在 約1万5700人・約6700世帯  
(2万1436人・1万0109世帯)

---

## 2. 申立の目的

---

- ① 慰謝料「月額10万円」からの増額を求めること
  - ② 被害の実態を明らかにし、社会に訴えていくこと
  - ③ 町民が一丸となって行動を起こし、価値ある先例を作ること
-

### 3. 浪江町・町民の被害を明らかに

---

#### □ 「浪江町被害実態報告書」

「精神的損害実態調査アンケート」9384通より

#### □ 現地調査

仲介委員が仮設住宅・浪江町全域を訪問・調査

#### □ 町民の陳述書など作成、意見陳述

#### □ DVD「浪江町ドキュメンタリー」

---

## 4. 仲介委員から和解案の提示

---

□ 平成26年3月20日「和解案提示理由書」

□ 増額基準1

避難生活の長期化に伴う精神的苦痛(将来への不安等)の増大による慰謝料の加算

□ 増額基準2

避難により高齢者の正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた日常生活阻害慰謝料として加算

---

## 5. 和解案の同意・受諾

---

### □ 和解案への同意

同意書発送人数 1万5625人

同意した人数 1万5618人(約99.9%が同意)

### □ 平成26年5月26日

浪江町・町民は和解案を受諾

---

## 6. 東電の和解案拒否①

---

- 平成26年6月25日 東電が拒否  
「和解案が中間指針等から乖離」
  - 平成26年8月4日 総括委員会所見  
「和解案に...中間指針等から乖離した  
もの...は存在しない」と、東電を批判
-

## 6. 東電の和解案拒否②

---

□ 平成26年8月25日

仲介委員が和解案提示理由補充書

□ 平成27年1月23日

仲介委員が和解勧告

□ 平成27年5月1日

仲介委員が東電回答に求釈明

---



## 6. 東電の和解案拒否③

---

□ 平成27年12月2日

総括委員会が仲介委員に助言

□ 平成27年12月17日

仲介委員が和解案受諾勧告書

(高齢者13名については一刻も早く)

→ 東電は拒否回答を続ける

---

## 7. 平成28年以降の動き

---

### □ 平成28年

仲介委員が13名中1名につき和解案どおりの内容で、無条件で受諾するよう求める

→東電は、仲介委員の意向を最大限  
斟酌した結果、和解案を受諾

### □ 平成29年2月

申立人1名につき和解成立

---

## 8. 和解成立の意味

---

□ 今回、東電は、和解案どおりの内容で、  
無条件で和解案を受諾した

つまり...

□ 仲介委員が提示した和解案の内容が  
合理的であり、正当なものであること

□ 東電の和解案の拒否が不合理である  
こと

---

## 9. 今後について

---

- 今回の和解成立により、和解案が正しいことがあらためて確認された
  - 東電は、ADRの和解案を尊重すると宣言しており、拒否自体が不合理
  - 他の申立人についても、東電に対し、早期かつ無条件の受諾を求めていく
-